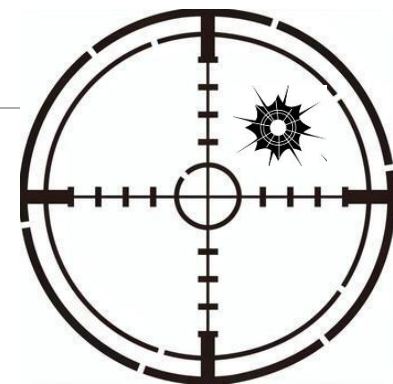




幕別町 ヒグマ緊急銃猟対応マニュアル



令和8年4月



- 1 はじめに
- 2 緊急銃猟に備えた平時における事前準備
 - (1) 対応体制の確保
 - (2) 訓練の実施
 - (3) 備品等の確保
 - (4) 保険の加入
- 3 ヒグマ出没から緊急銃猟までの対応の流れ
 - (1) 通報対応
 - (2) 関係者への情報共有及び出動要請
 - (3) 情報発信と現場状況の把握
 - (4) 計画立案と安全確保
 - (5) 緊急銃猟の要件確認及び委託
 - (6) 実施と現状回復、損失確認
- 4 参考

1 はじめに



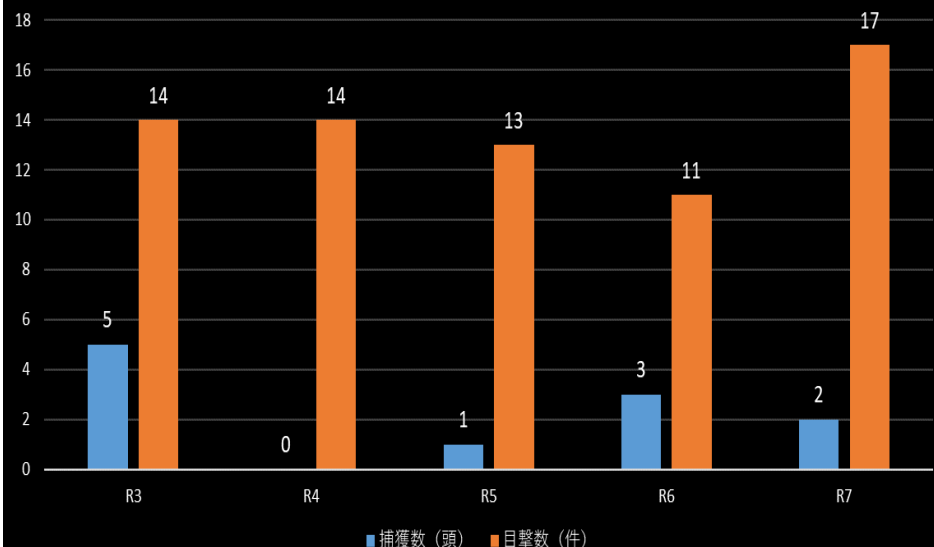
令和7年(2025年)9月1日に施行された改正鳥獣保護管理法により、人の日常生活圏にヒグマが出没した際、安全確保等の条件の下で、市町村が委託等した者による銃猟を可能とする緊急銃猟制度が新たに創設されました。

本マニュアルは、幕別町内において緊急銃猟を行う必要が生じた場合の基本的な対応をまとめたものであり、平時から本マニュアルを共有し、理解しておくことによって、人の日常生活圏へヒグマの出没があった際に円滑な対応がなされることを目的に作成したものです。

ヒグマの出没件数の増加の背景には、人口減少による耕作放棄地や空き地の増加によるヒグマの生息地の拡大、積極的な駆除の減少により年々個体数が増加しているという見解もあります。

幕別町内での目撃数は毎年11件から14件ほどで推移していましたが、令和7年度は12月末時点で17件の目撃件数となっているほか、隣接する帯広市では市街地でのヒグマの出没も確認されています。

町内におけるヒグマの対応件数



2 緊急銃猟に備えた平時における事前準備



(1) 対応体制の確保

- ・ 通常対応とは異なり、役割分担を決め各自が自分の役割をしっかりと果たすことが安全に繋がる。
- ・ 必要人員の確保、帯広警察署や十勝総合振興局、北海道猟友会帯広支部幕別部会との協力体制を確保し、スムーズな連携が図られるよう確認しておくことが重要。
- ・ 担当職員の休暇や病気なども想定し、代役の確認や応援依頼についてもマニュアルを確認し対応できるようにすることが重要。
- ・ 毎年、ゆとりみらい21推進協議会鳥獣被害対策専門部会において、内容及び役割を確認し、必要に応じてブラッシュアップを行うこと。

【緊急時の班構成と主な役割】

	現地班	避難誘導班	交通規制班	事務班
構成 (◎:リーダー) (○:調整役)	◎農林課長(経済建設課長) ○農林課林務係長(産業振興係長) ●農林課林務係・農政係・経済建設課産業振興係 ●北海道猟友会帯広支部幕別部会 ●警察 ●十勝総合振興局	◎防災環境課長(地域振興課長) ○防災環境課防災危機管理係長(地域振興課地域振興係長) ●北海道猟友会帯広支部幕別部会 ●警察	◎土木課長(経済建設課長) ○土木課管理係長(建設管理係長) ●土木課管理係・経済建設課建設管理係 ●警察	◎経済部長(忠類総合支所長) ○企画総務部長・農林課参事 ○住民生活部長 ○建設部長 ●農林課畜産係・土地改良係 ●十勝総合振興局
主な役割	✓現場の指揮・統括 ✓計画立案・決定・実行 ✓捕獲者への委託 ✓私有地等への立入許可調整 ✓各班への情報共有 ✓原状復帰、損失確認	✓計画範囲の住民の避難誘導 ✓交通規制班との連携 ✓緊急銃猟における要件確保 ✓ヒグマ逃走時の対応	✓計画範囲の交通規制 ✓避難誘導班との連携 ✓緊急銃猟における要件確保 ✓ヒグマ逃走時の対応	✓現地班との連絡調整 ✓応援職員の調整 ✓広報・報道対応 ✓庁内外関係者との連絡調整 ✓町長・副町長への情報伝達

2 緊急銃猟に備えた平時における事前準備



(2) 訓練の実施

- ・ 年に1回以上の緊急銃猟に係る訓練を実施すること。
- ・ 実施時期や場所、参加者については状況に応じて考慮すること。
- ・ 訓練にあたっては、警察や猟友会と事前に調整し計画の内容について毎年検討すること。



2 緊急銃猟に備えた平時における事前準備



(3) 備品等の確保

- ・ ゆとりみらい21推進協議会鳥獣被害対策専門部会において備品内容について確認協議を毎年行うこと。
- ・ 緊急銃猟時に必要な備品等は事前に準備し、年に1回は在庫確認を行うこと。
- ・ 対応時に困ることがないように、保管場所を確保し周知すること。

【通常対応時から必要な備品】

項目	説明	数量	チェック
長靴又は安全靴	各自で準備しておくこと		
ヘルメット			
カメラ	定期的に充電を行うこと		
トランシーバー	電池残量と予備電池を確保しておくこと		
ベスト	現場にいる全員が必ず着用すること(関係者と住民を区別するため)		
クマスプレー	残量の確認と予備を数本準備しておくこと		

2 緊急銃猟に備えた平時における事前準備



【緊急銃猟時に必要な備品】

項目	説明	数量	チェック
誘導棒	主に避難誘導・交通規制時に使用		
盾	クマ用の盾 屋内時等に使用		
プロテクター	捕獲者や前線にいる人用 事前に必要数量を検討すること		
ライト	夜間や屋内など明かりが必要な場所を想定して準備すること		
撮影用ドローン	上空からヒグマの動きを確認や記録用として使用		
腕章	町から発砲を委託する際に発砲する者に対して渡し、着用を義務付ける。		

【その他必要な備品】

項目	説明	数量	チェック
ブルーシート	捕獲後の個体の運搬や荷物置きとして		

2 緊急銃猟に備えた平時における事前準備



(4) 保険の加入

- ・ 緊急銃猟により物損や万が一の人身事故が起きた場合に備え、次の保険に加入する。
- ・ 保険加入後は、連絡先を把握しておくこと。

補償内容	補償対象	補償金額	その他要件
緊急銃猟に伴い人身事故や物的損害が起きた場合の第三者に対する賠償・補償	緊急銃猟に伴い人身事故が起きた場合の第三者に対する賠償・補償	支払限度額 身体賠償:2億円/1人 (20億円/1事故)	全国町村会総合賠償補償保険のうち賠償責任保険(身体賠償)
	緊急銃猟に伴い物的損害が起きた場合の第三者に対する賠償	支払限度額 3,000万円 (1事故あたりかつ保険期間中限度額)	令和8年6月1日まで 民間保険(緊急銃猟時補償費用保険)
		支払限度額 財物賠償: 3,000万円/1事故 期間中:3億円	令和8年6月1日から 全国町村会総合賠償補償保険のうち緊急銃猟対応費用保険

※令和8年6月1日現在

3 ヒグマ出没から緊急銃猟までの対応の流れ



(1) 通報対応

- ・ 緊急銃猟対応が必要となりうる場合は、町民への危険も危惧されることから、迅速に対応する必要がある。
- ・ 関係機関との連携に勘違いや誤った情報が伝わらないよう、通報時の聞き取りが重要なため、次に内容を列挙する。

項目	詳細
通報者情報	氏名、住所、連絡先
目撃情報	個体の目撃か、足跡か、糞か。目撃時間、目撃場所(具体的に)
人身被害等に関する情報	怪我人の有無、怪我の程度、その場から逃げることができるかどうか、建物等の破壊状況
ヒグマの状況	頭数、大きさ、人に対してどのような動き(反応)をしているか、どちら方向へ移動しているか、留まっているか等

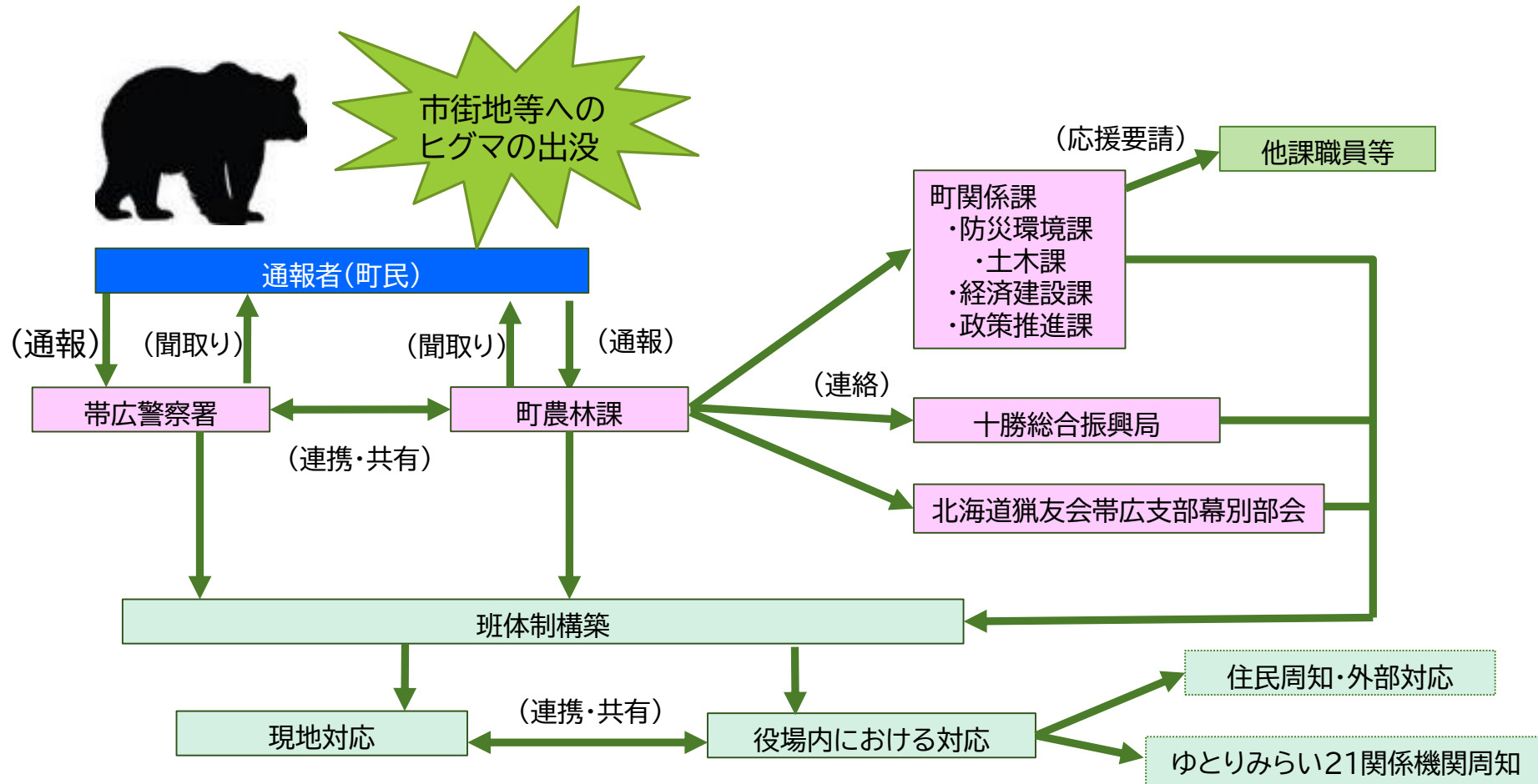
- ✓ 以上の情報を迅速に聞き取り、メモを取ったうえで、通報者に対しては現場に合わせた自身の安全の確保を徹底することを指示。
- ✓ 警察署、十勝総合振興局、北海道猟友会帯広支部幕別部会への連絡と現地への急行

3 ヒグマ出没から緊急銃猟までの対応の流れ



(2) 関係者への情報共有及び出動要請

- 農林課内で通報情報を共有後、関係職員及び関係団体に連絡し、出動要請を行う。



3 ヒグマ出没から緊急銃猟までの対応の流れ



(3) 情報発信と現場状況の把握

【情報発信】

- 目撃者からの情報を基に最低限必要な情報を、速やかに「第一報」として情報発信する。

- ✓ 目撃時間
- ✓ 場所(詳細な場所がわからなくても、大まかな場所でも可)
- ✓ 頭数や大きさ(親子なのか、成獣かなど)
- ✓ 現在の対応状況

- その後も把握した内容に応じて、事務班から情報を随時発信し、最終的な結果の発信をもって終了とする。
- 現地との連絡を密に取り、誤報を発信することがないように、情報の確度をしっかり判断し正確な情報を発信する。
- 周知の手段としては、防災無線、町HP・町公式X、町公式LINE、広報車を用いて行う。
- 周知の範囲は、原則、町内全域とし、事務班の判断により計画区域内等の一部に限定することも可とする。
- 隣接する市町村へヒグマが越境する可能性がある場合は、直ちに当該市町村とも情報を共有する。

【現場状況の把握】

- 現地班は現場に到着後、状況を確認し、直ちに安全を確保する。
- ヒグマが現場に居座っている場合は、持参した備品等を用い安全を確保しつつ、ヒグマを刺激しないよう注意ながら、カメラ等で記録を撮ることが望ましい。
- ヒグマが目視できる範囲にいる場合は、常に動きを把握する必要があるため、監視担当やドローンを駆使し、動きがあれば、トランシーバー等により各班との連絡を行う。

3 ヒグマ出没から緊急銃猟までの対応の流れ



(4) 計画立案と安全確保

【計画立案】

- ・ 現地の状況を踏まえ、必ずしも緊急銃猟の要件にあてはめて実施するのではなく、警察官職務執行法に基づく命令による発砲、鳥獣保護管理法に基づく許可捕獲など、あらゆる可能性を考慮し、安全かつ確実にヒグマを排除できる手法を検討すること。
- ・ 計画立案にあたっては、安全なスペースを確保しつつ、直ちに退避が可能な状況により行う。
- ・ 計画に基づき、私有地への立入や誘因物の除去、刈払いが必要な場合は、可能な限り所有者に対し、丁寧な説明を行い、あらかじめ承諾を得て、対応後は原状復帰に努めること。ただし、真に緊急時は警察官立ち合いがあればその限りではない。許可を得た場合であっても私有地に入らせ、若しくは障害物を除去させる者は次に掲げる者とする。
 - 経済部農林課職員
 - 北海道猟友会帯広支部幕別部会員
 - 警察官
 - その他現地班リーダーが必要と認める者
- ・ 住宅地等で近隣町民への危険が及ぶ可能性がある場合は、避難及び道路の通行止めも検討するが、この場合、避難場所の確保、う回路の確保も含め警察官の助言に従い決定すること。
- ・ 避難誘導班や交通規制班の対応が必要か否かも含め、対応人数及び役割を明確にし、必要に応じて事務班から応援要請を行い、人員を確保する。

3 ヒグマ出没から緊急銃猟までの対応の流れ



(4) 計画立案と安全確保

【安全確保】

避難及び交通規制を行う場合

避難誘導班

- ✓ 避難は、町内会単位をひとかたまりとして検討することを基本とする。
- ✓ 避難誘導は原則、緊急銃猟を実施するエリア外へ誘導するが、ヒグマとの距離や、発砲方向などを考慮し、屋内退避も含め、安全かつ効率的な方法を選択する。
- ✓ 避難誘導班は絶えず、ヒグマの動きに注意を払いながら誘導する。

交通規制班

- ✓ 交通規制は原則、緊急銃猟を実施するエリアをひとかたまりとして検討することを基本とする。
- ✓ 交通誘導にあたっては、バリケードや三角コーンを用いながら、警察官とともに進行。
- ✓ 交通誘導班は絶えず、ヒグマの情報を確認しながら対応を行う。

3 ヒグマ出没から緊急銃猟までの対応の流れ



(5) 緊急銃猟の要件確認及び委託

【要件の確認】

緊急銃猟を行うにあたって、大きく4つの条件を全て満たしていないと実施できない。(鳥獣保護管理法第34条の2)

また、鳥獣保護管理法施行令第5条第4項に基づき、事前に公示を行う必要がある。

公示は、町HP、X、防災メール等を活用する。

公示内容例【緊急】ヒグマ緊急銃猟に関するお知らせ

本日●月●日(●)12時頃より、札内●●町内会の範囲において、出没したヒグマへの緊急銃猟対応のため、通行制限・避難誘導を行います。ヒグマが動き回ることも考えられ、発砲に伴う危険もあることから、周辺に近づかないよう、ご協力をお願いします。

1 ヒグマが人の日常生活圏に侵入している又は侵入するおそれ大きいこと

※日常生活圏とは、人が生計をたて、普段活動する過程で行動する範囲。例えば住居や広場、生活用道路、商業施設、農地その他の勤務地、電車や自動車の往来がある。(発砲の際に弾丸がこれらに届く可能性がある範囲)

2 ヒグマによる人の生命又は身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要

※単発の出没でかつ山際などにすぐに追い払える場合などを除き、「1」が該当になった時点で本条件も該当になると考えられる。

3 銃猟以外の方法では的確かつ迅速な捕獲等が困難であること

※民家周辺や道路内など箱わなの使用が現実的ではない場合。「1」が該当になった時点で原則本条件も該当になると考えられる。

3 ヒグマ出没から緊急銃猟までの対応の流れ



(5) 緊急銃猟の要件確認及び委託

4 住民や第三者に銃猟による危害(銃弾が届く)を及ぼす恐れがないこと

- ✓ 銃弾の届く恐れがある範囲の住民の避難が完了しているか。
- ✓ 通行止め等により実施エリア内への侵入する人(車等含む)はいないか。(鉄道を含む場合はJRに連絡済みか。)
- ✓ 事務班による町HP、X、LINE、防災無線、広報車等で周知が行われているか。
- ✓ 射線方向にバックストップがあるか。壁を貫通した場合や跳弾の可能性に注意。
- ✓ 実際に発砲する可能性のある者とこれらの情報や可能な限り破損すべきではない建物等の共有はできているか。

【銃猟の委託】

- ✓ チェックリストに基づき、発砲する者が緊急銃猟の要件を満たしていることを確認
- ✓ 確認ができたなら、複数人立ち合い、腕章を渡すことで幕別町から捕獲者に対し発砲を委託したものとする。
- ✓ 次の留意点を必ず伝えること。
 - 緊急銃猟を実施する場所(エリア)
 - 弾丸を到達させるべきではない危険性の高い物件等
 - できる限り損壊すべきでない物件等
 - 緊急銃猟の条件が整わなくなる場合、中止の合図等
 - 想定射線上にある引火物や爆発物の有無
 - 発砲してはいけない方角

3 ヒグマ出没から緊急銃猟までの対応の流れ



(6) 実施と現状回復、損失確認

【実施】

- ・ 委託を受け、留意点を確認した受託者は配置につく。
- ・ 以降発砲のタイミングは、受託者に委ねるが、ヒグマが移動するなど状況が変わることも想定し、常に現地班のリーダーと連絡が取れる状況にしておくこと。
- ・ 発砲及びその後の止め刺し確認を持って、緊急銃猟の実施を終了とする。
- ・ 「ヒグマが移動した」「住民や第三者に銃猟により危害を及ぼす可能性が新たに発生した」など、緊急銃猟の要件を満たさなくなった場合は、速やかに受託者に伝達し、緊急銃猟を中止すること。
- ・ 終了後には、受託者は腕章を返却しなければならない。

【原状回復・損失確認】

- ・ 発砲・止め刺し後、ヒグマの状態、跳弾がないか、発砲数と着弾数などを確認する。
- ・ 簡易な計測が可能な場合は、ヒグマの体長や前掌幅などを記録する。
- ・ ヒグマの流血などにより現場が汚損されている場合は、水洗いなどで原状回復に努める。
- ・ 発砲に伴う物損がないか確認する。(事前に写真等で記録し実施前後がわかるようにしておくことが望ましい。)
- ・ いずれも写真等で記録をしておくこと。
- ・ 上記確認後、安全を確保するための措置(避難誘導、交通規制)を解除する。
- ・ 事務班は、解除に伴い緊急銃猟実施時に公示した媒体を用いて、終了した旨を速やかに報告する。

4 参考



【緊急銃猟実施時の簡易フローチャート】

通報者からの連絡・聞き取り

ヒグマの動向監視

現地への参集

警察等関係機関への連絡

銃猟の準備

班体制の構築

緊急銃猟の記録

計画の立案・準備・緊急銃猟実施の告示

通行制限や避難誘導の安全確保措置・私有地等への立入調整

緊急銃猟に係る4要件の確認

捕獲者への委託・留意点伝達

緊急銃猟の実施(発砲)

緊急銃猟の中止

捕獲個体の確認・原状回復・損失確認

安全確保措置の解除及び終了告示

4 参考

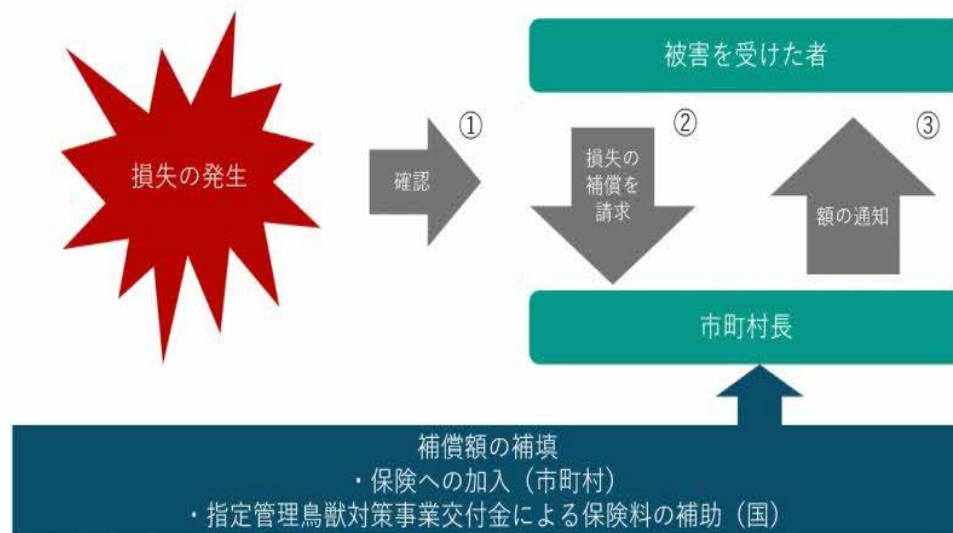
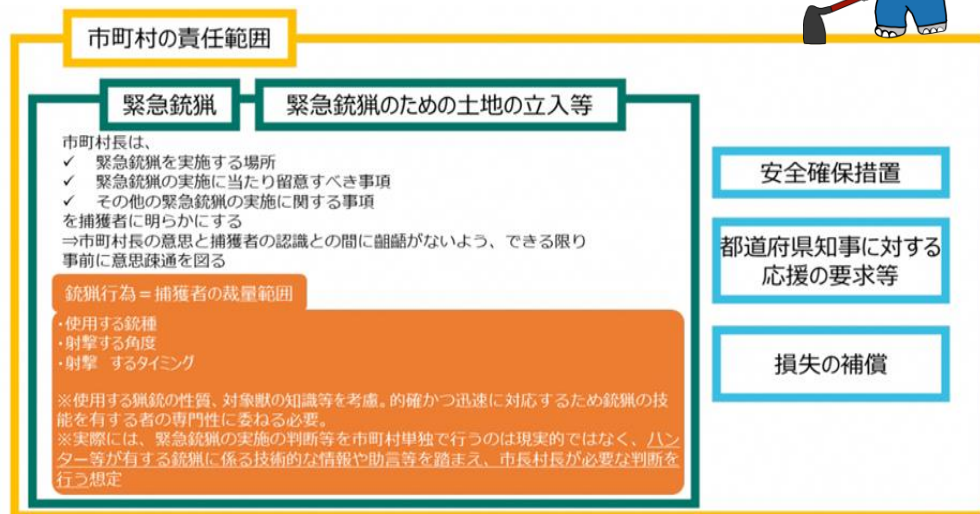


【緊急銃猟における損失補償】

➤緊急銃猟の実施により、銃弾が逸れる、跳弾、銃弾の貫通等によって家畜、建物、乗物、器物等の財産を破損した場合には、損失補償を行うことになるため、事前に保険への加入を必ず行っておく。

➤緊急銃猟の実施を行うにあたり、市街地等では完全な安全確保が難しい可能性がある。ヒグマの危険性や本マニュアルの存在を可能な限り事前に住民へ周知しておくことが重要となる。

➤ドローンや記録用ビデオカメラ等関係機関で協議し、事前に準備をできるように努めることが重要。



4 参考



【捕獲者(発砲者)の受託可能要件チェックリスト】

	要件	✓
法令で定める事項(必須)	第一種銃猟免許を所持している ➢装薬銃を使用する場合(麻醉銃は除く)	
	第二種銃猟免許を所持している ➢空気銃を使用する場合(麻醉銃は除く)	
	過去1年以内に銃器により射撃を2回以上している(麻醉銃は除く)	
	過去3年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用してヒグマ、エゾシカの捕獲等をした経験がある	

	要件	✓
夜間に緊急銃猟をする場合に、法令で定める事項(夜間屋外時は必須)	射撃場での5回以上の射撃において、次のいずれかの範囲全てに命中させる技能またはこれと同等の技能を有している。ライフル銃の場合は(1)の範囲 ➢射撃線から標的までの距離は50mとし、射撃姿勢は問わない (1) 標的の中心から2.5cm (2) 標的の中心から5.0cm	
	夜間銃猟安全管理講習として、夜間銃猟の際の安全の確保に関する知識等について、5時間以上の講習を修了している	